

## 神戸大学機関リポジトリ運用指針

平成18年6月30日

神戸大学機関リポジトリ推進委員会制定

### (目的)

第1 この指針は、神戸大学(以下「本学」という。)において運用する神戸大学機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の運用方針を定めることを目的とする。

### (定義)

第2 この指針において「リポジトリ」とは、本学において作成された電子的形態の教育・研究成果を収集、蓄積、保存し、学内外に無償で発信・提供することにより、本学の学術研究の発展に資するとともに、社会に貢献するためのシステムをいう。

### (管理・運用)

第3 リポジトリの管理・運用は附属図書館において行うものとする。

### (登録者)

第4 リポジトリに教育・研究成果を登録できる者(以下「登録者」という。)は、次に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍し、又は在籍した役員及び職員(非常勤職員を含む。)
- (2) 本学大学院研究科の博士課程(博士課程前期課程を除く。)に在籍し、又は在籍した大学院学生及び研究生
- (3) その他、附属図書館長が適当と認めた者

### (登録対象)

第5 リポジトリに登録することができる教育・研究成果は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 学術的価値を有するものであり、次に掲げる区分のいずれかに属するものであること。
  - 学術論文
  - 博士学位論文
  - 図書
  - 学術報告書
  - 科学研究費補助金研究成果報告書(最終報告書)
  - データベース
  - 教材
  - ソフトウェア
  - その他公開可能な教育・研究成果
- (2) 原則として、内外の学術機関により公表されたものであること。
- (3) 登録者が作成に関与した教育・研究成果であること。
- (4) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。

( 5 ) 国立大学法人神戸大学知的財産取扱規程上の問題が生じないものであること。

( 6 ) 公開することについて問題が生じないものであること。

( 登録手続 )

第 6 リポジトリに教育・研究成果を登録することを希望する者は、所定の公開許諾手続きに従って、教育・研究成果を附属図書館に提出するものとする。

第 7 共著者等の登録者以外の著作権者がある教育・研究成果を登録する場合は、登録者はあらかじめ著作権者の許諾を得ておかなければならない。

( 教育・研究成果の保存と公開 )

第 8 附属図書館は、登録者から提供された教育・研究成果について著作権法その他関係法令等を調査し、公開について支障がないと判断した場合には、リポジトリに恒久的に保存し、無償で公開する。

( 教育・研究成果の利用 )

第 9 ネットワークを通じてリポジトリに登録された教育・研究成果を利用する者(以下「利用者」という。)は、著作権法に規定されている私的使用、引用等の範囲を超えて利用しようとする場合、著作権者の許諾を得なければならない。

( 教育・研究成果の削除 )

第 10 附属図書館は、次のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録された教育・研究成果を削除できる。

( 1 ) 登録者から削除の申請があり、附属図書館運営委員会がこれを承認した場合

( 2 ) 附属図書館運営委員会において公開を不相当であると判断し、削除することを決定した場合

( 免責事項 )

第 11 本学は、リポジトリに登録された教育・研究成果を利用することによって発生した利用者のいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。